

Ⅱ. 自治会と 関わりのある 組織と業務について

- 1 自治文化課
- 2 地区センター、入曽地域交流センター
- 3 自治会への各種支援と役割について
- 4 自治会と関わる組織について
- 5 関係する市の問合せ先



1 自治文化課

自治文化課は大きく分けて、「自治会」「協働」「文化」を取り扱う課であり、各種補助金や、狭山市自治会連合会の運営、自治会全体にかかる多種多様な支援を行っています。

（１）自治文化課の役割

① 狭山市自治会連合会の事務局

狭山市自治会連合会にて行われる幹事会やイベント開催に向けた事務や、地区連合会との調整などを行っています。

② 自治協力員との連絡調整

自治協力員は、市と自治会とを結び、市からの各種依頼等に対して活動していただく方で、主に自治会長が委嘱されています。自治文化課はこの自治協力員の委嘱に係る事務や、報償金の支払、市と自治協力員の調整などを行っています。

③ コミュニティ活動の推進

自治会のコミュニティ活動を推進するため、自治運営費補助金の交付や、各自治会からの相談事項について対応しています。また、運営・加入のため様々な事業や、自治会活動についての提案など、自治会活動全般に対して各種支援を行っています。

④ コミュニティ施設特別整備事業に関する事

自治会館の修繕や、掲示板の設置、宝くじ事業による補助（コミュニティ助成事業）でのテントや椅子などの購入など、コミュニティ活動を進めるうえで必要となる経費について補助金を交付しています。

⑤ 認可地縁団体の管理

自治会は、地方自治法第260条の2により、所定の条件を満たし市長が認める場合において、法人格を持つ認可地縁団体となることができます。この認可地縁団体になる際の相談や、認可後の管理、各種証明の発行を自治文化課が行っています。



2 地区センター、入曽地域交流センター

各地区センター及び、入曽地域交流センターは、各種証明書類の交付はもとより、地域住民の交流やまちづくり活動など、地域と行政をつなぐ総合窓口となっています。

(1) 主な業務

- ・ 地域と行政の協働による地域まちづくりの推進
- ・ 自治会その他地域の公共的団体との連絡調整に関すること
- ・ 生活環境の整備等に関する地域の要望の調整に関すること
- ・ 各地区のまちづくり事業に助成金を交付

(2) 業務時間・休業日等

○各地区センター

- ・ 開所時間：8時半～17時15分
- ・ 休所日：土曜日・日曜日・祝日および年末年始

○入曽地域交流センター

- ・ 開所時間：8時半～22時
- ・ 休所日：毎月第2月曜日・年末年始

※証明発行等は各地区センターに準じた日時にて行っております。

○公民館（地区センター併設のもの）

- ・ 開館時間：月、日 9時～17時 火～土 9時～22時まで
 ※中央は月、日も含めて22時
 ※中央を除き17時以降の利用がない場合は17時まで
- ・ 休館日：堀兼-第1月曜日、狭山台-第2月曜日、新狭山-第3月曜日
 奥富・柏原・水富-第4月曜日、祝日（中央除く6館）
 年末年始

(3) 自治会と地区センター、入曽地域交流センターとの関係性について

各地区センター及び入曽地域交流センターは、各地区連合会の事務局となっています。各地区連合会に属する自治会は事業である体育祭や、視察研修など各種事業を行っています。地区センターは各自治会と一番身近な存在となっており、地域を身近で最も知る行政機関であることから、行政と地域をつなぐ役割を担っています。各自治会での相談事や、地域内の他の自治会の情報など、地区センターが橋渡し役となりますので、是非活用ください。



3 自治会への各種支援と役割について

自ら地域のために活動する自治会に対して、市や狭山市自治会連合会などは各種支援を行っています。また、自治会は地域に広く浸透していることから、地域を支えるための様々な役割も期待されています。

(1) 自治会活動に対する支援

①自治運営費補助金（自治文化課）

自治会内の活動（お祭り、環境美化活動、見守り防犯活動等）に対して、各自治会の加入世帯1世帯に対し805円の補助金を交付しています。この補助金には、市の行政刊行物（広報さやま及び回覧物）の配布・回覧の負担に係る補助も含まれています。

②自治会連合会運営費補助金（自治文化課）

8地区を取りまとめる狭山市自治会連合会に支払われるもので、1自治会あたり、1万6千円の補助金を交付しています。

③コミュニティ施設特別整備事業補助金（自治文化課）

自治会がコミュニティ活動の場として利用する集会所に対して土地・建物の借り上げ料や自治会館の建設や修繕等の費用の一部に対して、補助金を交付しています。また、掲示板の設置や、冷暖房、太陽光発電システムなど、自治会に係る設備整備も対象としています。

④自治会長を対象としたスポーツ安全保険（狭山市自治会連合会）

対象者：各自治会の自治会長

対象活動：文化活動、ボランティア活動、地域活動、準備・片付け・応援
※スポーツ活動に伴う事故・けが等は対象外です。

対象範囲	死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円

⑤自治会館を持たない自治会に対する助成事業（狭山市自治会連合会）

自治会館を持たない自治会に対して、会議等に係る会場借上げ、倉庫借上げ、水道光熱費等について、1万円を上限として交付しています。

(2) その他自治会に関する支援等

①狭山市敬老事業補助金（高齢者支援課）

毎年9月30日時点で75歳以上の方を対象に、敬老事業を実施する団体に対し、対象者1人につき700円を交付するものです。

②街区公園委託料（みどり公園課）

市内公園の維持・管理を行う自治会に対して、委託料を支払うものです。

委託料内訳：6,000円+33円/m²

③防犯パトロール実施者に対する保険（交通防犯課）

各地域で実施している防犯活動中の事故・けが等を対象とした傷害保険に加入しています。※地域防犯推進員は後述の保険対象となります。

死亡 後遺障害	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
50万円	750円	500円

④自主防災組織に関する支援（危機管理課）

新規に結成した自主防災組織を対象として、防災資機材の整備に係る支援を行うもので、上限30万円までの資機材を貸与するものです。

⑤防災訓練災害補償（危機管理課）

狭山市総合防災訓練や、各自治会が危機管理課に届け出をして行う防火防災訓練を対象とし補償するものです。※一時金等はその程度により金額が異なります。

損害賠償 死亡・傷害 一時金	災害補償 死亡・後遺症 一時金	入院療養補償 (1日につき)	通院療養補償 (1日につき)
最大 5,000万円	最大 700万円	3,500円	2,500円

各支援の条件並びに補償内容について詳細を知りたい場合は、所管課までお問合せください。また、上記以外のものでも自治会が行う活動に対して支援を行っている場合もあります。活動を行う際には各地区センター・入曽地域交流センター、自治文化課までお問い合わせください。

(3) 自治会に推薦を依頼する主な委員とその役割について

①自治協力員、自治協力員代理者（自治文化課）

○自治協力員の職務

自治協力員は、「市と自治会の連絡調整」「行政刊行物の配布と調整」を職務として、必要と認める地域に置かれるもので、毎年各自治会から1名の推薦をいただいています。市からの依頼事項を自治会に伝える役割をお願いすることから、ほとんどの自治会で自治会長が推薦されています。

○自治協力員・自治協力員代理者とは

自治協力員：各自治会から1名を推薦（主に自治会長）

自治協力員代理者：自治協力員を補佐するため150世帯に1名置くことができるもの（主に副会長）

○自治協力員に対する支援

自治協力員報償金

自治会の世帯数に応じて年額20万円から26万円を半期毎にお支払いしています。

自治協力員代理者謝礼金

一律2万円を年に1度お支払いしています。

○自治協力員名簿について

自治文化課では、自治協力員について、自治会名、氏名、住所、電話番号を記載した名簿を作成しています。この名簿は、市から皆様に連絡を取る際に活用させていただきます。また、工事業者や地区内で新規で住宅が建つ場合など、必要に応じて第三者にも口頭で提供されます。

地域にお住まいの方が自治会への加入を申し出たときにも連絡先として活用させていただきます。

②広報配布担当者（広報課）

広報さやま及び行政刊行物の配布を行うにあたり、配布物の受領や部数の変更などの連絡・調整を行う役職です。毎年3月に、次年度の配布担当者と配送先の提出をお願いしています。

③廃棄物減量等推進員（資源循環推進課）

各自治会 250 世帯に 1 名推薦できるもので、ごみの分別、集積場所の調査、資源化の啓発を職務とした役職です。市は廃棄物減量等推進委員に対して、説明会や研修会を行っています。また、半期に一度活動報告書を提出いただいています。なお、廃棄物減量等推進員には年額 9,600 円をお支払いしています。

④地域防犯推進委員（狭山地方防犯協会 交通防犯課）

各自治会 1 名以上推薦し、狭山地方防犯協会が委嘱するもので、地域で防犯に取り組むためのボランティアリーダーです。個別で活動は定められておりませんが、各々の自治会で防犯活動について啓発を行っていただきます。地域防犯推進委員に対しては委嘱式並びに狭山地域安全暴力排除推進大会への出席をお願いしています。なお、その活動を支援するため、狭山地方防犯協会では保険に加入しています。

死亡 後遺障害	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
300 万円	3,000 円	1,000 円

⑤民生委員・児童委員（福祉政策課）

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域で一人暮らしや寝たきりの高齢者への見守り活動をはじめ、生活上の問題を抱えている方々の相談・支援を行っています。また、主任児童委員は、児童問題に関わる行政機関、児童・青少年育成者、学校関係者と協力し、地域で子どもが健やかに育つ環境づくりや子育てのための相談・支援にあたります。3 年に一度一斉改選が行われ、その際には自治会からの推薦をお願いしています。

⑥国勢調査 調査員（総務課）

国勢調査は 5 年に一度全国一斉に行われるもので、狭山市についても漏れなくすべての世帯を対象に調査を行っています。各世帯を回り、調査票を配付・回収する役目を持つ方を調査員と呼んでいます。市内全域をくまなく調査するため、多数の調査員が必要となり、地域を知る自治会に対しても調査員の推薦をお願いしています。

(4) 自治会と共に安全安心な街を作るために

①避難行動要支援者避難支援事業（危機管理課）

市では、大規模災害時に自ら避難することが困難な方を対象とする名簿を作成し、民生委員や協定を結んだ自治会と名簿を共有しています。

協定を結んだ自治会は、避難行動要支援者名簿を参考に、大規模災害などいざというときに避難支援や安否確認ができるよう日頃から見守りや防災訓練などの取り組みを行います。

○避難行動要支援者の対象の範囲

- ・ 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・ 介護保険法による要介護状態区分、要介護1以上の方
- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・ 療育手帳の交付を受けている方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・ 市や地域支援者が自主避難が難しいと認める方
- ・ その他自力避難が困難な方（難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れた外国人、避難行動に不安のある方など）

※自宅にお住まいの方を対象としておりますので、施設や病院に長期の入所や入院をしている方は、避難行動要支援者の対象になりません。

②自治会長を対象とした緊急配信メール

災害時や、市内全域に緊急で情報発信が必要な場合に、防災行政無線や市の各種情報発信に加えて、地域の代表である自治会長にも情報発信を行うため、緊急配信メールに登録いただいています。災害時には発令予定の避難情報など市民へ発信する情報とは別に自治会に伝達する情報もあることが想定されることから、市民を対象とした配信メールと別に登録をいただいています。

(5) 自治会を通じて行われる各種戸別募金について

① 緑の募金

緑の募金は、植樹や間伐など森林整備のほか、未来の担い手である子どもたちへの森林環境教育、海外の緑化支援等にも使われるもので、50%は市のみどりの基金に還元され、緑地の取得や、緑地保全事業に役立っています。自治会を通じて緑の募金の「家庭募金」を行っています。

② 愛の募金

青少年の非行防止、犯罪者の社会復帰など犯罪や非行のない明るい地域づくりに活用することを目的として狭山市更生保護女性会が行っている募金活動で、自治会を通じて募金の協力をお願いしています。

③ 狭山市社会福祉協議会地域ふくし支援金（会員会費）

狭山市の地域福祉の推進に取り組む社会福祉協議会の活動資金となるもので、社会福祉協議会で行う、ボランティア支援、ふれあいサロンの充実、地域の見守り活動、地域における交流会など様々な地域福祉活動に役立てられるものです。会員は「一般会員」「特別会員」「賛助会員」があり、自治会を経由して会員の募集を行っています。

④ 日本赤十字社会員増強運動

災害救助活動、生命と健康を守る講習会の普及、ボランティア活動の促進、献血事業、医療事業、社会福祉事業など多岐の活動を行う日本赤十字社の活動資金の寄付についてお願いするものです。

⑤ 赤い羽根共同募金

子ども、高齢者、障がい者などを支援する福祉活動や、災害時支援に使用されている募金活動になります。約半分は、埼玉県内の福祉施設や子ども食堂など民間福祉活動の支援に活用されます。社会福祉協議会にも還元され、地域で行う様々な福祉事業に活用されています。

⑥ 地域歳末たすけあい募金

生活にお困りの方への給付金、高校進学支援金、食糧支援団体への助成などに使われるもので、支援の必要な方が地域で安心して暮らすことができるよう地域福祉活動に活用されています。



4 自治会と関わる組織について

(1) 自治会と関係する主な組織について

① 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、設置されるもので、社会福祉の推進を図ることを目的とした団体です。地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。市内に10の支部があり、自治会などと共に様々な活動を行っています。

② 狭山地方防犯協会及び APOC

防犯協会は、警察と行政、関係団体及び地域が連携して地域安全活動に取り組むために設置されている団体で、犯罪等のない明るい社会の実現を目指して様々な活動を行っています。

APOC（Area Prevention Of Crime の略）は、防犯情報の共有や防犯活動に取り組むために設置されている地域防犯ネットワーク組織で、自治会、学校、地域団体等で構成され、各 APOC の特色ある防犯活動のほか市や県が行う防犯キャンペーンでの啓発活動など様々な活動を行っています。

③ 狭山地方交通安全協会

交通事故のない安全で安心な地域社会実現を目的に活動する団体で、児童生徒の登下校時や各種イベント開催時の安全指導のほか、四季の交通安全運動をはじめとした啓発活動、交通安全指導車による広報活動などを行っています。

④ 狭山市消防団

消防団は、消防組織法に基づいて各市町村に設置される消防機関で、本業を別に持つ一般市民で構成されています。救助救出活動、避難誘導、災害防御活動などを行っており、地域に最も近い消防組織として自治会等の地域とも連携を密にして活動しています。



5 関係する市の問合せ先

No	主な問合せ	担当課名	連絡先	自治会に関する業務
1	各種自治会の相談事項 自治会の補助金に関すること	自治文化課 (市役所2階)	2937-5749	自治運営費補助金、集会所 狭山市自治会連合会
2	広報さやまに関すること	広報課 (市役所7階)	2935-3765	広報配布担当者、 広報さやま、ホームページ 等について
3	航空自衛隊入間基地に 関すること	基地対策課 (市役所7階)	2936-8413	周辺の生活環境 防衛施設に係る対策等につ いて
4	市の土地の借用について	財産管理課 (市役所3階)	2936-9908	集会所土地・建物の借地契 約等について
5	市民からの相談に関すること	市民相談室 (市役所1階)	2937-5843	一般相談、法律相談、行政 相談等について
6	防災に関すること	危機管理課 (市役所2階)	2968-6527	要援護者支援、災害時の対 応、自主防災組織 消防団等について
7	交通・防犯に関すること	交通防犯課 (市役所2階)	2937-6641	防犯灯 カーブミラーの設置 地域公共交通等について
8	各種環境相談に関すること	環境課 (市役所2階)	2937-6793	不法投棄、生活環境保全 動物の保護・管理・駆除 等について
9	集団回収に関すること	資源循環推進課 (市役所2階)	2937-6943	廃棄物減量推進員 集団回収事業補助金等に ついて
10	ごみ集積所に関すること	奥富環境センター (奥富環境センター)	2953-2831	集積所の新規設置、移転 利用等について
11	民生委員・児童委員、 日本赤十字、更生保護に 関すること	福祉政策課 (市役所1階)	2937-7562	民生委員・児童委員 日本赤十字、更生保護の 支援等について
12	敬老事業補助金に関すること	高齢者支援課 (市役所1階)	2941-2681	敬老事業補助金について
13	市道に関すること	建設総務課 (市役所2階)	2941-6148	市道の管理 許可等について
14	緑地保全や 公園の維持管理に関すること	みどり公園課 (市役所2階)	2946-8423	緑の募金、公園管理の委託 利用許可等について